柏崎刈羽原子力発電所第7号機	女川原子力発電所第2号機	備考
	<ul><li>(2) 緊急時対策所の機能に関する説明書</li><li>(緊急時対策所の有毒ガス防護について)</li></ul>	

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	女川原子力発電所第2号機	備考
	目 次	
	1. 概要	
	2. 基本方針	
	2.1 有毒ガスに対する防護措置       2.2 (1)	
	2.2 適用基準及び適用規格等	
	<ol> <li>緊急時対策所の機能に係る詳細設計</li> <li>ユニオーボール・シュアは非世界</li> </ol>	
	3.1 有毒ガスに対する防護措置       0.1 1 円点源にわれるUT第世界	
	3.1.1 固定源に対する防護措置       0.1.0 可能源における防護措置	
	3.1.2 可動源に対する防護措置           4 BAG生活等所の有害がス濃度新加速	
	4. 緊急時対策所の有毒ガス濃度評価	
	4.1 評価条件	
	4.1.1 評価の概要	
	4.1.2 評価事象の選定	
	4.1.3 有毒ガス到達経路の選定	
	4.1.4 有毒ガス放出率の計算         4.1.5 大気拡散の評価	
	<ul><li>4.1.6 有毒ガス濃度評価</li><li>4.1.7 有毒ガス防護のための判断基準値</li></ul>	記掛ま明の相違
	4.1.7 有毎月不防硬のための判断基準値	・記載表現の相違
	(10ナキジョ叶寺のとその切断甘港はマムトラの人の人体卫が切断甘港はしのしか	(評価点における有毒
	4.1.8 有毒ガス防護のための判断基準値に対する割合の合算及び判断基準値との比較	ガス濃度と有毒ガス防
		護のための判断基準値
	4.2.1 有毒ガス防護のための判断基準値との比較	とを比較して評価して
	10 ナキジョー 在部にのよしよ	いる点に差異はない。)
	4.3 有毒ガス濃度評価のまとめ	・記載方針の相違
		(女川は、スクリーニ
		ング評価の対象となる
		有毒化学物質がアンモ
		ニア1 種類のみである
		ことから,有毒ガス防
		護のための判断基準値
		に対する割合の和は算
		出していない。)
		・記載表現の相違

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	女川原子力発電所第2号機	備考
	1. 概要	
	本資料は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」(以下「技術基準規則」	
	という。)第46条及び第76条並びにそれらの「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する	
	規則の解釈」(以下「解釈」という。)に関わる緊急時対策所の機能について説明するものである。	・記載表現の相違
	なお,技術基準規則第46条及びその解釈の改正に伴い,有毒ガスが重大事故等に対処するために必要	
	な指示を行う要員(以下「指示要員」という。)に及ぼす影響により、指示要員の対処能力が著しく低	・記載表現の相違
	下し、安全機能が損なわれることがないよう、有毒ガスに対する防護措置について設計するものであ	
	り、有毒ガスに対する防護措置以外は、要求事項に変更がないため今回の申請において変更は行わな	
	<i>ا</i> ن.	
	今回は、緊急時対策所の機能のうち、有毒ガスに対する防護措置について説明する。	
	2. 基本方針	
	2.1 有毒ガスに対する防護措置	
	緊急時対策所は、有毒ガスが指示要員に及ぼす影響により、指示要員の対処能力が著しく低下し、	・記載表現の相違
	安全施設の安全機能が損なわれることがないよう、緊急時対策所内にとどまり必要な指示及び操作	
	を行うことができる設計とする。	
	敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質	
	(以下「固定源」という。)及び敷地内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発	
	生させるおそれのある有毒化学物質(以下「可動源」という。)それぞれに対して有毒ガスが発生し	
	た場合の影響評価(以下「有毒ガス防護に係る影響評価」という。)を実施する。	
	有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、「有毒ガス防護に係る影響評価ガイド」(以下「有毒	
	ガス評価ガイド」という。)を参照して評価を実施し、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観	
	点から,有毒化学物質の性状,貯蔵状況等を踏まえ固定源及び可動源を特定する。	
	固定源及び可動源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる貯蔵量等は、現場の状況を踏まえ評価	
	条件を設定し、指示要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を	
	下回ることにより、指示要員を防護できる設計とする。	
	2.2 適用基準及び適用規格等	
	緊急時対策所の機能に適用する基準及び規格等は、以下のとおりとする。	
	・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈(平成25年6月19日原規技発	
	第1306194号)	
	・有毒ガス防護に係る影響評価ガイド(平成29年4月5日原規技発第1704052号)	
	・原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について(内規)(平成21・07・27原院	
	第1号(平成21年8月12日原子力安全・保安院制定))	
	・発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針(昭和57年1月28日原子力安全委員会決定)	

本資料のうち枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	女川原子力発電所第2号機	備考
	・毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)	
	<ul> <li>・消防法(昭和23年法律第186号)</li> </ul>	
	・高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)	・発電所の立地条件の
	・ガス事業法(昭和29年法律第51号)	相違による差異
		(女川は中央制御室等
	3. 緊急時対策所の機能に係る詳細設計	から半径 10km 以内に
	3.1 有毒ガスに対する防護措置	都市ガスがあることか
	原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合に発電用原	ら「ガス事業法」につい
	子炉の運転の停止その他の発電用原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるため、次のよう	ても調査を実施。)
	な対策により緊急時対策所内の指示要員に対し、有毒ガスによる影響により、対処能力が著しく低下	
	することがないように考慮し,指示要員が緊急時対策所内にとどまり,事故対策に必要な指示及び操 作を行うことができる設計とする。	・記載表現の相違
	緊急時対策所は,固定源に対しては,貯蔵容器全てが損傷し,有毒化学物質の全量流出によって発 生した有毒ガスが大気中に放出される事象を想定し,指示要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果 が,有毒ガス防護のための判断基準値を下回る設計とする。 可動源に対しては,影響の最も大きな輸送容器が一基損傷し,有毒化学物質の全量流出によって発	・記載表現の相違
	生した有毒ガスが大気中に放出される事象を想定し,指示要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果 が,有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることで,指示要員を防護できる設計とする。 なお,有毒化学物質は,有毒ガス評価ガイドを参照して,有毒ガス防護に係る影響評価を実施し,	
	有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から,有毒化学物質の揮発性等の性状,貯蔵量,建屋 内保管,換気等の貯蔵状況等を踏まえ,敷地内及び緊急時対策所から半径10km以内にある敷地外の固	
	定源並びに敷地内の可動源を特定し、特定した有毒化学物質に対して有毒ガス防護のための判断基	
	準値を設定する。固定源及び可動源の特定方法及び特定結果については、添付書類「VI-1-5-4 中央	・記載表現の相違
	制御室の機能に関する説明書」の「(2) 中央制御室の機能に関する説明書(中央制御室の有毒ガス 防護について)」の「別添1 固定源及び可動源の特定について」に示す。	・資料構成の相違
	3.1.1 固定源に対する防護措置 固定源に対しては、貯蔵容器全てが損傷し、有毒化学物質の全量流出によって発生した有毒ガ スが大気中に放出される事象を想定し、指示要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガ ス防護のための判断基準値を下回ることで、技術基準規則別記-9に規定される「有毒ガスの発 生」はなく、同規則に基づく有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発 生を検出した場合に自動的に警報するための装置の設置は不要とする設計とする。 指示要員の吸気中の有毒ガス濃度が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることの評価に ついては、「4. 緊急時対策所の有毒ガス濃度評価」に示す。	・記載表現の相違
	- Jv, Cla, 14. 奈忌時対東町の有毎以不優及計画」に小り。	

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	女川原子力発電所第2号機	備考
	3.1.2 可動源に対する防護措置	
	可動源に対しては、影響の最も大きな輸送容器が一基損傷し、有毒化学物質の全量流出によっ	・記載表現の相違
	て発生した有毒ガスが大気中に放出される事象を想定し、指示要員の吸気中の有毒ガス濃度の評	
	価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることで、技術基準規則別記-9に基づく有	
	毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に自動的に	
	警報するための装置の設置を不要とする設計とする。	・スクリーニング評価
	なお、女川原子力発電所には、評価の対象となる可動源はないことを確認している。	対象として特定された
		有毒化学物質の相違
	4. 緊急時対策所の有毒ガス濃度評価	
	4.1 評価条件	
	緊急時対策所の有毒ガス濃度評価に当たって,評価手順及び評価条件を本項において示す。	
	4.1.1 評価の概要	・スクリーニング評価
	固定源から放出される有毒ガスにより、緊急時対策所にとどまる指示要員の吸気中の有毒ガス	対象として特定された
	濃度が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることを評価する。	有毒化学物質の相違
	具体的な手順は以下のとおり。	・記載表現の相違
	(1) 評価事象は、固定源については、同時に全ての貯蔵容器が損傷し、当該全ての容器に貯蔵され	・スクリーニング評価
	た有毒化学物質の全量流出により発生する有毒ガスの放出を想定する。	対象として特定された
		有毒化学物質の相違
	なお、固定源について、緊急時対策所にとどまる指示要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果	
	が厳しくなるよう評価条件を選定する。	
		・スクリーニング評価
	(2) 評価事象に対して,固定源から発生した有毒ガスが,緊急時対策所の外気取入口に到達する経	対象として特定された
	路を選定する。	有毒化学物質の相違
	(3) 発電所敷地内の気象データを用いて、有毒ガスの放出源から大気中への放出率及び大気拡散を	・記載表現の相違
	計算し、緊急時対策所の外気取入口における有毒ガス濃度を計算する。	(有毒ガスの大気中~
		の放出率を評価してい
	4.1.2 評価事象の選定	る点に差異はない。)
	固定源では、評価対象とする貯蔵容器が同時に全て損傷し、当該全ての容器に貯蔵された有毒	
	化学物質の全量流出により発生する有毒ガスの放出を想定する。	・スクリーニング評価
		対象として特定された
		有毒化学物質の相違
	4.1.3 有毒ガス到達経路の選定	・スクリーニング評価
	固定源から発生した有毒ガスについては、緊急時対策所の外気取入口に到達する経路を選定す	対象として特定された
	<b>A</b> .	有毒化学物質の相違

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	女川原子力発電所第2号機	備考
	有毒ガス到達経路を図4-1に示す。	
	<ul> <li>4.1.4 有毒ガス放出率の計算 固定源は、評価対象とする貯蔵容器全てが損傷し、貯蔵されている有毒化学物質が全量流出す ることによって発生した有毒ガスが大気中に放出されることを想定し、大気中への有毒ガスの放 出率を評価する。</li> <li>この際、指示要員の吸気中の有毒ガス濃度への影響を考慮して、固定源の物性、保管状態、放 出形態及び気象データ等の評価条件を適切に設定する。</li> <li>具体的には、敷地外固定源であるアンモニアは、高圧ガス保安法に基づく届出がなされている ことから、同法に基づく設計の容器に保管されていることを確認している。</li> <li>高圧ガス容器に係る過去の事故事例からは、東日本大震災等の災害時においても、配管破損の 事例はあるものの、高圧ガス容器の破損事例は認められていないことを考慮すると、内容量が瞬時に全量放出される漏えい形態は考え難く、接続配管や接続機器からの継続的な漏えいによる放 出を想定するのが現実的と考えられる。</li> <li>これを踏まえ、本評価においては、敷地外固定源の貯蔵量を想定される上限値に設定した上で、 「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に示された実効放出継続時間のうち最も短い</li> <li>1 時間での放出を想定する。</li> <li>本評価において使用するアンモニアの貯蔵量は、届出情報から得られた届出種類に内容量の上 限値がある場合は当該の数値を、上限値がない場合は、業種や冷媒種類を考慮して使用が想定される冷葉物機器の合成充填量の上限値を設定している。</li> </ul>	<ul> <li>・スクリーニング評価 対象として特定された 有毒化学物質の相違 (女川は、敷地内にス クリーニング評価の対 象となる固定源及び可 動源がない。)</li> <li>・記載表現の相違 (放出率の想定に係る 考え方に差異はない。)</li> </ul>
	<ul> <li>固定源の評価条件を表4-1に示す。</li> <li>(1) 事象発生直前の状態</li> <li>事象発生直前まで貯蔵容器に有毒化学物質が貯蔵されているものとする。</li> </ul>	<ul> <li>・スクリーニング評価の対象の相違</li> <li>(女川は、敷地内にスクリーニング評価の対象をなる固定源及び可動源がないことから、液だまりを形成して蒸発することに対する評価は実施していない。)</li> </ul>

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	女川原子力発電所第2号機	備考
	]	・スクリーニング評価
		の対象の相違
		(女川は,敷地内にス
		クリーニング評価の対
		象となる固定源及び可
		動源がないことから,
		液だまりを形成して蒸
		発することに対する評
		価は実施していない。)
	本資料のうち枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があ	

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	女川原子力発電所第2号機	備考
	(2) 評価の対象とする固定源	・項目番号の相違
	有毒ガス評価ガイドに従って選定した敷地外の固定源を対象とする。	(以降,同様の差異は
	評価の対象とする敷地外の固定源を図4-2に示す。	記載を省略)
		・スクリーニング評価
		対象として特定された
		有毒化学物質の相違
		・図表番号の相違
	4.1.5 大気拡散の評価	(以降,同様の差異は
	発電所敷地内の気象データを用い、大気拡散を計算して相対濃度を求める。	記載を省略)
	固定源の大気拡散計算の評価条件を表4-2に示す。	・スクリーニング評価
	<ol> <li>(1) 大気拡散評価モデル</li> </ol>	対象として特定された
	固定源から放出された有毒ガスが、大気中を拡散して評価点に到達するまでの計算は、「発電	
	用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に示されたガウスプルームモデルを適用して評価し	・記載表現の相違
	ており、地表面粗度や建屋巻き込みの影響を考慮しない保守的な想定をしている。	
	相対濃度は、毎時刻の気象項目と実効的な放出継続時間をもとに、評価点ごとに次式のとおり	
	計算する。	

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	女川原子力発電所第2号機	備考
	$\chi/Q = \frac{1}{\tau} \sum_{i=1}^{\tau} (\chi/Q)_i \cdot {}_d \delta_i$	
	(建屋影響を考慮しない場合)	
	$(\chi/Q)_i = \frac{1}{\pi \cdot \sigma_{yi} \cdot \sigma_{xi} \cdot v_i} \cdot exp(-\frac{H^2}{2\sigma_{xi}})$	
	(建屋影響を考慮する場合)	
	$(\chi/Q)_i = \frac{1}{\pi \cdot z_{yi} \cdot z_{zi} \cdot v_i} \cdot exp(-\frac{R^2}{2z_{zi}})$	
	$\chi/Q$ : 実効放出継続時間中の相対濃度(s/m <sup>3</sup> )         T       : 実効放出継続時間(h) $(\chi/Q)_i$ : 時刻iにおける相対濃度(s/m <sup>3</sup> ) $d\delta_i$ : 時刻iにおける相対濃度(s/m <sup>3</sup> ) $d\delta_i$ : 時刻iにおいて風向が当該方位 d にあるとき $d\delta_i = 1$ 時刻iにおいて風向が当該方位 d にないとき $d\delta_i = 0$ $\sigma_{yi}$ : 時刻iにおける濃度分布の y 方向の拡がりのパラメータ(m) $\sigma_{zi}$ : 時刻iにおける濃度分布の z 方向の拡がりのパラメータ(m) $U_i$ : 時刻iにおける風速(m/s)         H       : 放出源の有効高さ(m) $\Sigma_{yi}$ : $(\sigma_{yi}^2 + \frac{cd}{\pi})^{1/2}$ $\Sigma_{zi}$ : $(\sigma_{zi}^2 + \frac{cd}{\pi})^{1/2}$	
	A     :建屋等の風向方向の投影面積(m²)       c     :形状係数	
	上記のうち,気象項目(風向,風速及び $\sigma_{yi}, \sigma_{zi}$ を求めるために必要な大気安定度)については「(2)気象データ」に示すデータを用いることとする。 $\sigma_{yi}及び\sigma_{zi}$ については,「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」(昭和57年1月 28日原子力安全委員会決定)における相関式を用いて計算する。	・評価に使用する気象
	<ul> <li>28日原子刀安至委員会決定)における相関式を用いて計算する。</li> <li>(2) 気象データ</li> <li>2012年1月~2012年12月の1年間における気象データを使用する。</li> <li>なお、当該気象データの使用に当たっては、当該気象データが、当該気象データを検定年としたF分布検定により、当該気象データを除く至近10年間(2010年1月~2020年12月)の気象データと比較して特に異常な年ではないことを確認している。</li> </ul>	データの相違 ・記載表現の相違 (検定の手法に差異は

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	女川原子力発電所第2号機	備考
	<ul><li>(3) 相対濃度の評価点</li></ul>	
	相対濃度の評価点は、緊急時対策所の外気取入口とする。	・記載表現の相違
	(4) 評価対象方位	
	固定源について、放出点から比較的近距離の場所では、建屋の風下側における風の巻き込みに	
	よる影響が顕著となると考えられる。巻き込みを生じる代表建屋としては、巻き込みの影響が最	・スクリーニング評価
	も大きいと考えられる一つの建屋を選定する。そのため、評価対象とする方位は、放出された有	対象として特定された
	毒ガスが巻き込みを生じる代表建屋の影響を受けて拡散すること、及び巻き込みを生じる代表建	有毒化学物質の相違
	屋の影響を受けて拡散された有毒ガスが評価点に届くことの両方に該当する方位とする。具体的	
	には、全16方位のうち以下のa. ~c. の条件に該当する方位を選定し、全ての条件に該当する方位	
	を評価対象とする。	・記載表現の相違
	a. 放出点が評価点の風上にあること。	
	b. 放出点から放出された放射性物質が、巻き込みを生じる代表建屋の風下側に巻き込まれる	
	ような範囲に評価点が存在すること。	
	c. 巻き込みを生じる代表建屋の風下側で巻き込まれた大気が評価点に到達すること。	
	評価対象とする方位は、巻き込みを生じる代表建屋の周辺に0.5L(L:建屋の風向に垂直な面で	
	の高さ又は幅の小さい方)だけ幅を広げた部分を見込む方位を仮定する。	
	上記選定条件b.に該当する方位の選定には、放出点が評価点の風上となる範囲が対象となる	
	が,放出点が巻き込みを生じる代表建屋に近接し,0.5Lの拡散領域の内部にある場合は,放出点	
	が風上となる180°を対象とする。その上で、選定条件c.に該当する方位の選定として、評価点か	
	ら巻き込みを生じる代表建屋+0.5Lを含む方位を選択する。	
	以上により、固定源が選定条件a. ~c. に全て該当する方位はないため、巻き込みの影響はなく、	・スクリーニング評価
	評価対象は、放出点から評価点を結ぶ風向を含む1方向のみを評価対象方位とする。	対象として特定された 有毒化学物質の相違
	具体的な固定源の評価対象方位は、図4-2に示す。	イ毎化子初員の相違 ・記載表現の相違
	4.1.6 有毒ガス濃度評価	
	有毒ガス濃度評価においては、緊急時対策所の外気取入口における濃度を用いる。緊急時対策	
	所の外気取入口に到達する有毒ガスの濃度は、「4.1.4 有毒ガス放出率の計算」及び「4.1.5 大	
	気拡散の評価」の結果を用いて、次式を用いて算出する。	

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	女川原子力発電所第2号機	備考
	$C_{ppm(out)} = \frac{c}{M} \times 22.4 \times \frac{T}{273.15} \times 10^6 \text{ (ppm)}$	
	5 27313 10	
	(液体状有毒化学物質の評価)	
	$C = E \times \chi/Q  (kg/m^3)$	
	(ガス状有毒化学物質の評価)	
	$C = q_{GW} \times \chi/Q  (\mathrm{kg/m^3})$	
	C <sub>ppm(out)</sub> :外気濃度(ppm)	
	C :外気濃度(kg/m <sup>3</sup> )=(g/L) M :物質のモル質量(g/mol)	おおまねのおき
	T :気温(K)	・記載表現の相違
	E : 蒸発率(kg/s)	
	q <sub>cw</sub> : 質量放出率(kg/s)	
	x/Q :相対濃度(s/m <sup>3</sup> )	
	VARSA 2000 KUTU HA DO KARSKY KUTU KUTU KUTU	・スクリーニング評価
		結果の相違
		h未の相違 (女川は,緊急時対策
		所の外気取入口におけ
		る有毒ガス濃度が、有
		毒ガス防護のための判
		断基準値を超えないこ
		とから, 室内における
		有毒ガス濃度は評価し
	4.1.7 有毒ガス防護のための判断基準値	ていない。)
	有毒ガス防護のための判断基準値については,有毒ガス評価ガイドの考え方に従い, NIOSH(米	
	国国立労働安全衛生研究所)で定められているIDLH値(急性の毒性限度)、日本産業衛生学会が	・記載表現の相違
	定める最大許容濃度等を用いて、有毒化学物質ごとに設定する。固定源の有毒ガス防護のための	・スクリーニング評価
	判断基準値を表4-3に示す。	対象として特定された
		有毒化学物質の相違
		・記載表現の相違
		(評価点における有毒
		ガス濃度と有毒ガス防
		護のための判断基準値
		とを比較して評価して
		いる点に差異はない。)

12

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	女川原子力発電所第2号機	備考
	4.1.8 有毒ガス防護のための判断基準値に対する割合の合算及び判断基準値との比較	
	固定源については,固定源と評価点とを結んだ直線が含まれる1方位及びその隣接方位に固定	・記載表現の相違
	源が複数ある場合、隣接方位の固定源からの有毒ガス防護のための判断基準値に対する割合を合	
	算し,合算値が1を超えないことを評価する。	・スクリーニング評価
		対象として特定された
		有毒化学物質の相違
	なお、合算に当たり、空気中にn種類の有毒ガスがある場合は、次式により、各有毒ガスの濃度	・記載表現の相違
	の、それぞれの有毒ガス防護のための判断基準値に対する割合の和を算出する。	(評価における隣接方
		位の固定源からの影響
	有毒ガス防護のための判断基準値に対する割合 = $\frac{c_1}{T_1} + \frac{c_2}{T_2} + \dots + \frac{c_l}{T_l} + \dots + \frac{c_n}{T_n}$	に係る考え方に差異は
	$C_i$ :有毒ガスiの濃度	ない。)
		・記載表現の相違
	T <sub>i</sub> :有毒ガスiの有毒ガス防護のための判断基準値	(評価点における有毒
		ガス濃度と有毒ガス防
	4.2 評価結果	護のための判断基準値
	4.2.1 有毒ガス防護のための判断基準値との比較	とを比較して評価して
	緊急時対策所の外気取入口における,固定源による有毒ガス濃度の評価結果を表4-4に示す。	いる点に差異はない。)
	評価の結果, 緊急時対策所の <b>外気取入</b> 口における有毒ガス濃度は, アンモニアの有毒ガス防護	・スクリーニング評価
	のための判断基準値(300ppm)を下回る。	対象として特定された
	なお, 評価の対象の固定源として考慮する有毒化学物質はアンモニア1種類であることから, 有	有毒化学物質の相違
	毒ガス防護のための判断基準値に対する割合の和の算出は実施していない。	・記載方針の相違
		(女川は, スクリーニ
		ング評価の対象となる
		有毒化学物質がアンモ
		ニア 1 種類のみである
		ことから, 有毒ガス防
		護のための判断基準値
		に対する割合の和は算
	4.3 有毒ガス濃度評価のまとめ	出していない。)
	有毒ガスに対する防護措置を考慮して,指示要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価を行い,固定源に	・スクリーニング評価
	対して有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることを確認した。	対象として特定された
		有毒化学物質の相違

柏崎刈羽原子力発電所第7号機			女	川原子力発電所第2号機		備考
	]		表 4-1	固定源の評価条件(1/4)		・スクリーニング評価
		項目	評価条件	選定理由	備考	対象として特定された
				有毒ガスを発生するお	有毒ガス評価ガイド	有毒化学物質の相違
				それのある有毒化学物		
					調査対象としている固定源	
		同定源の種類	敷地外固定源		及び可動源に対して、次の	
		(設備名)	(—)	大気中に有毒ガスを多		
				量に放出させるおそれ	-有毒化学物質の名称	
				があることから選定。	- 有毒化学物質の貯蔵量	
		H 11 . W 11 . 66 -		情報が得られなかった	ー有毒化学物質の貯蔵方法	
		有毒化学物質の アンモニ 種類(濃度) (1009		ことから保守的に設	ー原子炉制御室等及び重要	
	種		種類(濃度) (100%) 5	定。	操作地点と有毒ガスの発	
					生源との位置関係(距	
					離、高さ、方位を含	
					tr.)	
					-防液堤の有無(防液堤が	
					ある場合は、防液堤まで	
				敷地外固定源は,1時	の最短距離、防液堤の内	
		せぶり云き		間で全量放出されると	面積及び廃液処理槽の有	
	ť	拡がり面積	_	しているため, 拡がり	無) (解説-5)	
				面積の設定は不要。	- 電源、人的操作等を必要	
					とせずに、有毒ガス発生	
					の抑制等の効果が見込め	
					る設備(例えば、防液堤	
					内のフロート等) (解説-	
					5)	
	注記	2*:「図 4-2	敷地外固定源(	(アンモニア)」で示す貯蔵	5施設のうち、①地点の貯蔵施	
		設を示す。	(貯蔵量:1500	kg,評価点から発生源を	見た方位:NNW, 距離:5900m)	

柏崎刈羽原子力発電所第7号機		女	川原子力発電所第2号機		備考
		表 4-1	固定源の評価条件(2/4)	)	・スクリーニング評価
	項目	評価条件	選定理由	備考	対象として特定された
	固定源の種類 (設備名)	敷地外固定源 (一)	貯蔵する施設であり, 大気中に有毒ガスを多	3.1.(3) 調査対象としている固定源 及び可動源に対して、次の	有毒化学物質の相違
	有毒化学物質の 種類(濃度)	アンモニア②* (100%)	BUS WHEND AND DES MAD VERYON MADA	<ul> <li>         -有毒化学物質の貯蔵方法     </li> <li>         原子炉制御室等及び重要 操作地点と有毒ガスの発     </li> </ul>	
	拡がり面積	_	敷地外固定源は,1時間で全量放出されると しているため,拡がり 面積の設定は不要。	面積及び廃液処理槽の有	
	10000000000000000000000000000000000000			歳施設のうち、②地点の貯蔵施     ネット・ホット・アンドローン	
	設を示す	。( 虹 廠 重 : 1500	Kg, 評価品から発生源を見	見た方位:NW, 距離:6300m)	

15

柏崎刈羽原子力発電所第7号機		女	川原子力発電所第2号機		備考
		表 4-1	固定源の評価条件(3/4)	)	・スクリーニング評価
	項目	評価条件	選定理由	備考	対象として特定された
			有毒ガスを発生するお	有毒ガス評価ガイド	有毒化学物質の相違
			それのある有毒化学物	3. 1. (3)	
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	質であるアンモニアを	調査対象としている固定源	
	固定源の種類	敷地外固定源	貯蔵する施設であり,	及び可動源に対して、次の	
	(設備名)	(—)	大気中に有毒ガスを多	項目を確認する。	
			量に放出させるおそれ	-有毒化学物質の名称	
			があることから選定。	-有毒化学物質の貯蔵量	
	有毒化学物質の	アンモニア③*	862 668 628	ー有毒化学物質の貯蔵方法	
	種類(濃度)	(100%)	ことから保守的に設	- 原子炉制御室等及び重要	
		(11-14)	定。	操作地点と有毒ガスの発	
				生源との位置関係(距	
				離、高さ、方位を含	
				む。) 叶波坦の女师(叶波坦之	
				一防液堤の有無(防液堤が ある場合は、防液堤まで	
			敷地外固定源は,1時		
			激地外固足源は,1時 間で全量放出されると	面積及び廃液処理槽の有	
	拡がり面積		同て主重放出されると しているため,拡がり	And production of approximation of the second secon	
			面積の設定は不要。	- 電源、人的操作等を必要	
			面積の成足は中安。	とせずに、有毒ガス発生	
				の抑制等の効果が見込め	
				る設備(例えば、防液堤	
				内のフロート等) (解説-	
				5)	
	注記*:「図 4-2	敷地外固定源	(アンモニア)」で示す貯蔵	飯施設のうち、③地点の貯蔵施	
	設を示す。	(貯蔵量:200k	g,評価点から発生源を見	た方位:ESE, 距離:3000m)	

柏崎刈羽原子力発電所第7号機		女	川原子力発電所第2号機		備考	
		± 4 1	固定源の評価条件(4/4)		マカリーーンが河口	
	項目	表 4-1 評価条件	<ul><li> 固 定 源 の 評 価 条 件 (4/4) </li><li> 選 定 理 由 </li></ul>	備考	<ul> <li>・スクリーニング評価</li> <li>対象として特定された</li> </ul>	
	-	計画末日	国産ガスを発生するお		有毒化学物質の相違	
			有毎次へを完全するわ それのある有毒化学物	THE REPORT FRAME PROPERTY OF THE	百番临于协员外间建	
				調査対象としている固定源		
	固定源の種類	敷地外固定源		及び可動源に対して、次の		
	(設備名)	(—)	大気中に有毒ガスを多	Carden and Entrated and an one contract restar cards		
			量に放出させるおそれ	- 有毒化学物質の名称		
			があることから選定。	ー有毒化学物質の貯蔵量		
	有毒化学物質の	アンエーマの*	情報が得られなかった	- 有毒化学物質の貯蔵方法		
	有毒化学物質の 種類(濃度)	) シモニ) ④· (100%)	ことから保守的に設	- 原子炉制御室等及び重要		
	1里坝(仮戊)	(100%)	定。	操作地点と有毒ガスの発		
				生源との位置関係(距		
					離、高さ、方位を含	
				む。)		
				-防液堤の有無(防液堤が		
			敷地外固定源は,1時	ある場合は、防液堤まで の最短距離、防液堤の内		
			敷地外固足源は,1 時 間で全量放出されると			
	拡がり面積	-	しているため, 拡がり			
			面積の設定は不要。	一電源、人的操作等を必要		
				とせずに、有毒ガス発生		
				の抑制等の効果が見込め		
				る設備(例えば、防液堤		
				内のフロート等)(解説-		
				5)		
	注記*:「図 4-2	敷地外固定源	(アンモニア)」で示す貯蔵	氏施設のうち、④地点の貯蔵施		
	設を示す。	(貯蔵量:200k	g,評価点から発生源を見	た方位:NNW, 距離:6000m)		

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	女川原子力発電所第2号機	備考
		<ul> <li>・スクリーニング評価</li> <li>対象として特定された</li> </ul>
		有毒化学物質の相違

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	女川原子力発電所第2号機	備考
		<ul> <li>・スクリーニング評価</li> <li>対象として特定された</li> </ul>
		有毒化学物質の相違

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	女川原子力発電所第2号機	備考
		<ul> <li>・スクリーニング評価</li> <li>対象レレエ性完された</li> </ul>
		対象として特定された 有毒化学物質の相違
		百世仁于份員の但建

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	女川原子力発電所第2号機	備考
		<ul> <li>・スクリーニング評価</li> <li>対象として特定された</li> </ul>
		有毒化学物質の相違

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	女川原子力発電所第2号機	備考
		<ul> <li>・スクリーニング評価</li> <li>対象レレエ性完された</li> </ul>
		対象として特定された 有毒化学物質の相違
		百世仁于份員の但建

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	女川原子力発電所第2号機	備考
		<ul> <li>・スクリーニング評価</li> <li>対象レレエ性完された</li> </ul>
		対象として特定された 有毒化学物質の相違
		百世仁于份員の但建

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	女川原子力発電所第2号機				備考
柏崎刈羽原子力発電所第7号機	項目大気拡散評価	ヨ 評価条件 ガウスプルーム	女川原子力発電所第 4-2 大気拡散計算の評 選定理由 気象指針*を参考とし て,放射性雲は風下 方向に直線的に流さ れ,放射性雲の軸の まわりに正規分布に	<ul> <li>価条件(1/4)</li> <li>備考</li> <li>有毒ガス評価ガイド</li> <li>4.4.2 原子炉制御室等外評価点及び</li> <li>重要操作地点での濃度評価</li> <li>2)次の項目から判断して、有毒ガスの性状、放出形態に応じて、大気拡散モデルが適切に用いられていること。</li> </ul>	備考         ・記載表現の相違         ・評価に用いる気象デ         -タの相違         ・記載表現の相違         (気象データの選定理         由に差異はない。)
	モデル	女川原子力発電所 における1年間の 気象データ (2012.1~2012.12) ・地上風を代表す	10年間(2010年1月 ~2020年12月)の気 象データと比較して 特に異常な年ではな	れたものであり、かつ適用範囲内 で用いられていること(選定した 解析モデルの妥当性、不確かさ等 が試験解析、ベンチマーク解析等 により確認されていること。)。 有毒ガス評価ガイド 4.4.2 原子炉制御室等外評価点及び 重要操作地点での濃度評価 1) 次の項目から判断して、評価に 用いる大気拡散条件(気象条件を含 む。)が適切であること。 -気象データ(年間の風向、風速	
	夕注記	る 観 測 点 (地上 約 10m)の気象デ ータ	いこと,また,評価 対象とする地理的範 囲を代表する気象で あることから設定。 <sup>2</sup> <sup>2</sup> <sup>2</sup> <sup>2</sup> <sup>2</sup>	大気安定度)は評価対象とする地 理的範囲を代表していること。	

24

項目実効放出継続時	評価条件	4-2 大気拡散計算の評 選定理由 気象指針*1の,想定	備考 被ばく評価手法(内規) 解説 5.13(3) 実効放出継続時間(T)	<ul> <li>記載表現の相違</li> <li>(気象指針の想定事故</li> <li>時の大気拡散の評価式</li> </ul>
実効放出継続			被ばく評価手法(内規) 解説 5.13(3) 実効放出継続時間(T)	時の大気拡散の評価式
効 放 出 縦 続		気象指針* <sup>1</sup> の,想定	解説 5.13(3) 実効放出継続時間(T)	
間	1時間	評価式(短時間放	は、想定事故の種類によって放出率 に変化があるので、放出モードを考 慮して適切に定めなければならない が、事故期間中の放射性物質の全放 出量を1時間当たりの最大放出量で 除した値を用いることも一つの方法 である。	(短時間放出)を適用 し,また,保守的な結果 が得られるように実効 放出継続時間を1時間 としている点に差異は ない。)
相対濃度の累積出現頻度	毎時刻の相対濃度 を年間について小 さい方から累積し て 97% <sup>*2</sup>	有毒ガス評価ガイド に示されたとおり設 定。	<ul> <li>有毒ガス評価ガイド</li> <li>4.4.2 原子炉制御室等外評価点及び 重要操作地点での濃度評価</li> <li>6)原子炉制御室等外評価点及び重要 操作地点での濃度は、年間の気象 条件を用いて計算したもののう ち、厳しい値が評価に用いられて いること(例えば、毎時刻の原子 炉制御室等外評価点での濃度を年 間について小さい方から累積した 場合、その累積出現頻度が 97%に 当たる値が用いられていること 等。)。</li> </ul>	<ul> <li>・記載表現の相違 (相対濃度の累積出現 頻度として、97%値を 基本とする方針に差異 はない。)</li> </ul>
_	全委員会決定)			・評価方針の相違 (女川は,累積出現頻 度 97%に当たる値が得 られない場合でも,累 積出現頻度 98%に当た る値で評価している。)
	対濃度の累積出現頻度 注	<ul> <li>対濃度</li> <li>毎時刻の相対濃度</li> <li>を年間について小</li> <li>さい方から累積し</li> <li>現現度</li> <li>注記 * 1 : 「発電用原子炉施</li> <li>全委員会決定)</li> </ul>	対濃度       毎時刻の相対濃度       有毒ガス評価ガイド         を年間について小       さい方から累積し       有毒ガス評価ガイド         現現度       て 97%*2       ない方から累積し       す。         建設       エ 97%*2       に、されたとおり設定。         注記*1:「発電用原子炉施設の安全解析に関する気       全委員会決定)         *2:累積出現頻度 97%値が得られない場合に:	<ul> <li>              ば、「「「「「「「「」」」」」」」             である。          </li> <li>             ば、「「「」」」」         </li> <li>             ば、「「」」」             「「」」」             「「」」」</li></ul>

		女川原子力発電所第	§2号機	備考
項 目 の の 殿 の の の の	表 評価条件 (敷地外固定源) ・アンモニア: 考慮しない	<ul> <li>4-2 大気拡散計算の評 選定理由</li> <li>発生源から評価点の</li> </ul>	<ul> <li>価条件(3/4)</li> <li>備考</li> <li>有毒ガス評価ガイド</li> <li>4.4.2 原子炉制御室等外評価点及び</li> <li>重要操作地点での濃度評価</li> <li>3)地形及び建屋等の影響を考慮する</li> <li>場合には、そのモデル化の妥当性</li> <li>が示されていること(例えば、三</li> <li>次元拡散シミュレーションモデル</li> <li>を用いる場合等)。</li> </ul>	<ul> <li>備考</li> <li>・スクリーニング評価 対象の相違</li> <li>・記載表現の相違 (被ばく評価手法(内規))に基づき建屋の景響の考慮の有無を判定 している点に差異はない。)</li> </ul>
2	与心しない	ω.	第故時の放射性物質の放出点から比較的近距離の場所では、建屋の風下側における風の巻き込みによる影響が顕著となると考えられる。そのため、放出点と巻き込みを生じる建屋及び評価点との位置関係によっては、建屋の影響を考慮して大気拡散の計算をする必要がある。	
巻き込みを生じる代表建屋	_	_	<ul> <li>被ばく評価手法(内規)</li> <li>5.1.2(3)a)3) 巻き込みを生じる代表的な建屋として、表5.1 に示す建屋を選定することは適切である。</li> <li>表5.1 放射性物質の巻き込みの対象とする代表建屋の選定例</li> <li>第5.1 放射性物質の巻き込みの対象とする代表建屋の選定例</li> <li>第5.1 放射性物質の巻き込みの対象</li> <li>(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(</li></ul>	・記載箇所の相違
	建屋の影響	項目       評価条件         健屋       (敷地外固定源)         ・アンモニア:       考慮しない         巻き込みを生じる代表       ー	項目     評価条件     選定理由       項目     評価条件     選定理由       健 屋 の 影響     (敷地外固定源) ・アンモニア: 考慮しない     発生源から評価点の 離隔が十分あるた め。       酸     ・アンモニア: 考慮しない     発生源から評価点の 離隔が十分あるた め。	建       (敷地外固定額)       発生源から評価点の         (敷地外固定額)       発生源から評価点の         ************************************

柏崎刈羽原子力発電所第7号機			女川原子力発電所領	育2 <del>号機</del>	備考
	項	∃ 評価条件	<ul> <li>記載箇所の相違</li> </ul>		
	評価点	緊急時対策所		備考 有毒ガス評価ガイド 4.4.1 原子炉制御室等外評価点 原子炉制御室等の外気取入口が設置 されている位置を原子炉制御室等外 評価点としていることを確認する。	<ul> <li>(女川は表 4-2(3/4)に</li> <li>記載。)</li> <li>・記載表現の相違</li> <li>(評価点の設定の考え)</li> </ul>
	発 牛 源 と 評 価 点 の 距 幽	5900m ・アンモニア② 6300m ・アンモニア③ 3000m	: : 固定源と評価点の位 置から保守的に設 : 定。	<ul> <li>有毒ガス評価ガイド</li> <li>3.1 固定源及び可動源の調査 <ul> <li>(3)調査対象としている固定源及</li> <li>び可動源に対して、次の項目を確認する。</li> <li>有毒化学物質の貯蔵量</li> <li>有毒化学物質の貯蔵方法</li> </ul> </li> <li>原子炉制御室等及び重要操作地点と有毒ガスの発生源との位置関係 <ul> <li>(距離、高さ、方位を含む。)</li> </ul> </li> <li>防液堤の有無(防液堤がある場合は、防液堤までの最短距離、防液堤の内面積及び廃液処理槽の有無)(解説-5)</li> <li>電源、人的操作等を必要とせずに、有毒ガス発生の抑制等の効果が見込める設備(例えば、防液堤内のフロート等)(解説-5)</li> </ul>	方に差異はない) ・スクリーニング評価 対象の相違
	評価点から発生渡を見た方位注記	<ul> <li>アンモニア①</li> <li>1方位:NNW*</li> <li>アンモニア②</li> <li>1方位:NW*</li> <li>アンモニア③</li> <li>1方位:ESE*</li> <li>アンモニア④</li> <li>1方位:NNW*</li> </ul>	<ul> <li>: 建屋の影響がない場</li> <li>: 合には,放出点から 評価点を結ぶ風向を</li> <li>: 含む1方位のみを評価 対象方位とする。</li> <li>:</li> </ul>	被ばく評価手法(内規) 5.1.2(4)b) 建屋の影響がない場合 は、放出点から評価点を結ぶ風向を 含む 1 方位のみについて計算を行 う。 方位。	

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	女川原子力発電所第2号機	備考
		・スクリーニング評価
		<ul> <li>・ スクリーニンク評価</li> <li>対象の相違</li> </ul>

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	女川原子力発電所第2号機	備考
		・スクリーニング評価 対象の相違
		A SK OF HELE

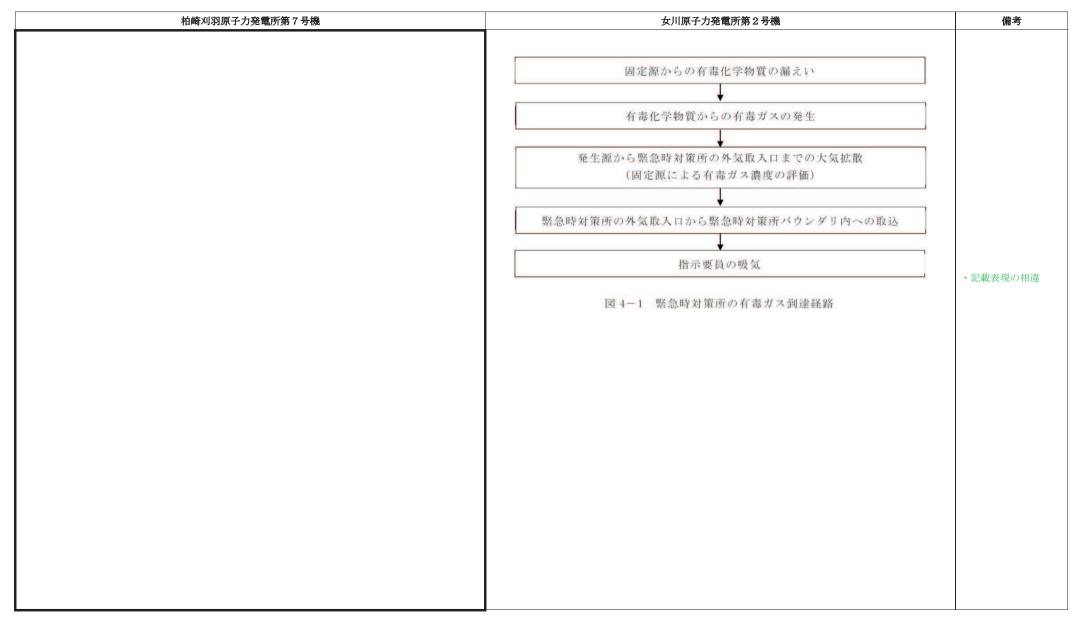
柏崎刈羽原子力発電所第7号機			備考			
						・スクリーニング評価 結果の相違 (女川は,中央制御室 換気空調系の給気口に おける有毒ガス濃度 が,有毒ガス防護のた めの判断基準値を超え ないことから,室内に おける有毒ガス濃度は 評価していない。)
	Г		表 4-3 有毒ガス防	5護のための判断:	基準値	・調査対象として特定
		有毒化学物質	有毒ガス防護のための 判断基準値	選定理由	備考	された有毒化学物質の 相違
		アンモニア	300ppm	IDLH 値に基づ き設定。	有毒ガス評価ガイド 3.2 有毒ガス防護判断基準 値の設定 1)~6)の考えに基づき、発 電用原子炉設置者が有毒ガ ス防護判断基準値を設定し ていることを確認する。	<ul> <li>(アンモニアは,「IDLH 値がある:Yes」,「中枢 神経に対する影響ある:No」であることから IDLH 値を有毒ガス防 護判断基準値として設 定。)</li> </ul>

柏崎刈羽原子力発電所第7号機			女川原子力	)発電所第	2 号機			備考
		表 4-4	固定源による有毒カ	「ス影響評(	<b></b>	;対策所)		・スクリーニング評
	敷地外	固定源	評価点から 発生源を見た方位	放出率 (kg/s)	相対濃度 (s/m <sup>3</sup> )	評価点にま 有毒ガス濃度 <sup>*</sup> (ppm)	*1, *2, *3	結果の相違
	アンモ	=71	NNW	4. $2 \times 10^{-1}$	4.6×10 <sup>-6</sup>	2.8×1		
	アンモ	= 72	NW	4. $2 \times 10^{-1}$	$1.7 \times 10^{-5}$	1.1×1	D1	
	アンモ	=73	ESE	5.6×10 <sup>-2</sup>	$1.5 \times 10^{-6}$	$(1.2 \times 10^{-1})$	)^1)	
	アンモ	=7(4)	NNW	5.6×10 <sup>-2</sup>	4.5×10 <sup>-6</sup>	$3.6 \times 10^{-3}$	-1	
	量 を *2:5 の	とも高くなる方 :示す	敷地外固定源が設置さ 位 (NW, NNW) 及びそ( ける濃度。25℃ (298. を切り上げ	の隣接方位	(WNW, N) に該当	自しない方位にま	ける濃度	
	評価点から 発生源を 見た方位	敷地外固定源	評価点における 有毒ガス濃度*1 (ppm)		接方位を含めた 『ス濃度の合計*1 (ppm)	有毒ガス 防護のた めの判断 基準値*1 (ppm)	評 価	
	N	-	-		-	-		
	NNE	-	-		-	-	-	
	NE	-	-			-		
	ENE	-	-		-	-	-	
	E	_	-		-	-		
	ESE	アンモニア③	$1.2 \times 10^{-1}$	_	$1.2 \times 10^{-1}$	300	影響なし	
	SE				-	-	1.000	
	SSE			_	-	-	-	
	S	-	-		-	-	-	
	SSW	-	-		-	-	-	
	SW	=	-	_		-		
	WSW		-	_	-	-	-	
	WNW	-	-	_	-	-	-	
	NW	ー アンモニア(2		_	- 1. 5×10 <sup>1</sup>	300	 影響なし	
		アンモニア()	$2.8 \times 10^{\circ}$					
			3.6×10 <sup>-1</sup> 3.2×1 立に"ー"と記載 を切り上げ	10'	$1.5 \times 10^{1}$	300	影響なし	

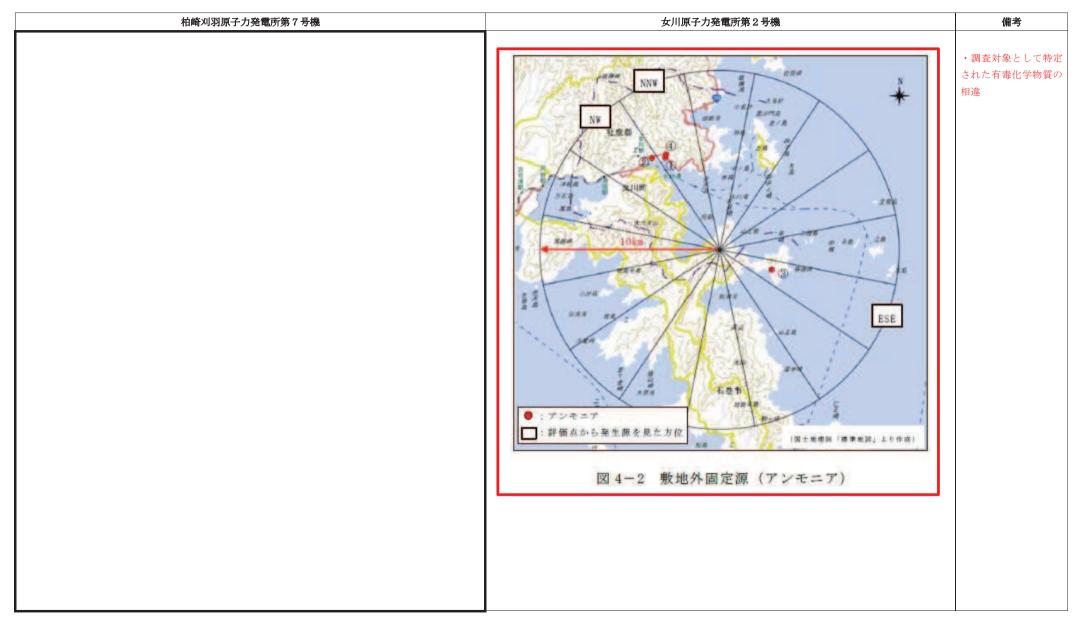
柏崎刈羽原子力発電所第7号機	女川原子力発電所第2号機	備考
		・スクリーニング評価
		<ul> <li>・ スクリーニンク評価</li> <li>結果の相違</li> </ul>

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	女川原子力発電所第2号機	備考
		・スクリーニング評価
		対象の相違
		(女川は,調査対象と
		して特定された敷地内
		可動源がない。)

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	女川原子力発電所第2号機	備考
		・スクリーニング評価
		対象の相違
		(女川は、調査対象と
		して特定された敷地内
		可動源がない。)



柏崎刈羽原子力発電所第7号機	女川原子力発電所第2号機	備考
		・スクリーニング評価
		<ul> <li>・ スクリーニンク評価</li> <li>対象の相違</li> </ul>



柏崎刈羽原子力発電所第7号機	女川原子力発電所第2号機	備考
		調本社会しして社会
		・調査対象として特定 された有毒化学物質の
		相違
		L

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	女川原子力発電所第2号機	備考
		・調査対象として特定
		・調査対象として特定 された有毒化学物質の
		相違
		L

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	女川原子力発電所第2号機	備考
		調本社会しして社会
		・調査対象として特定 された有毒化学物質の
		相違
		L

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	女川原子力発電所第2号機	備考
		・スクリーニング評価
		<ul> <li>・ スクリーニンク評価</li> <li>対象の相違</li> </ul>